

令和6年5月28日

関係者各位

再生債務者 株式会社MTGOX  
再生管財人 弁護士 小林 信 明

### 再生管財人が保有する仮想通貨に関するお知らせ

再生管財人は、再生計画に基づき、仮想通貨再生債権のうち仮想通貨が割り当てられる部分への弁済を実施する準備を進めております。当該弁済は、再生債権者の選択に応じて、①指定仮想通貨取引所等がビットコイン及びビットコインキャッシュを代理受領する方法による弁済、又は②ビットコイン及びビットコインキャッシュを売却した対価による弁済を意味しております。

なお、最近、ビットコイン及びビットコインキャッシュの保管状況について問い合わせ/深い関心を頂いておりますが、現時点で、再生管財人は、上記①の指定仮想通貨取引所等による弁済や、上記②の弁済を行うためのビットコイン及びビットコインキャッシュの売却を未だ実施しておりませんが、現在も、ビットコイン及びビットコインキャッシュを安全な方法にて管理しております。引き続き、上記の弁済の実施に向けて準備を進めて参りますので、弁済の実施までしばらくお待ちください。

以 上